

※重要な内容のため、部員全員の確認をお願いします。

令和 3年 9月16日

各種学生団体及び所属学生 各位

理事（教育・学生支援担当、学友会副会長）

緊急事態宣言からまん延防止等重点措置移行に対する課外活動の変更について（通知）

9月13日（月）から宮城県内は緊急事態宣言からまん延防止等重点措置に移行しました。

課外活動については、先月のまん延防止等重点措置の適用時から感染防止対策や一部活動制限等への協力を依頼したところであり、ワクチン接種を含めた本学の感染防止対策に対するご理解とご協力をいただき、感謝を申し上げます。

まん延防止等重点措置期間における課外活動については、8月18日（水）に通知をしておりますが、今後の活動内容は下記のとおりとなりますので、ご確認願います。

現在、仙台市については、新規感染者数は減少傾向にありますが、未だ、医療機関はひっ迫状態であり、感染症患者だけでなく、外傷を含めたすべての疾患について、急患を受け入れることは困難な状況となっております。よって、本学の課外活動で医療機関へ負担をかけることは相応しくなく、感染症対策をしっかりと行っていただくとともに、ケガ等のないように、一層の注意をお願いします。

感染者を発生させた場合は、10月からの Semester 開始時に授業出席や研究室在室等により、学内で感染が広がる恐れがあります。ワクチン接種の有無に関わらず、基本的な感染対策を徹底し、感染から自らの身を守ることとあわせて、他の人に感染させない行動を徹底するようにしてください。

引き続き、感染防止対策について、各種学生団体構成員全員のご理解とご協力をお願い致します。

記

1. 県外での競技大会参加等

宮城県がまん延防止等重点措置に指定されていることから、県外での以下の活動は不可とします。ただし、宮城県から要請される国体等の個人出場については、出場を承認する場合があります。

例：競技大会参加、演奏会等のイベント参加、遠征、他大学等との合同練習や試合、各種大会における審判やスタッフのボランティア参加、委嘱済の指導者以外の県外指導者招聘

2. 県内での競技大会参加等

県内での以下の活動を承認します。

ただし、緊急事態宣言地域やまん延防止等重点地域の参加者を含めないでください。指定地域以外の大学については、各大学の感染防止対策や参加意思を尊重願います。

例：競技大会参加、演奏会等のイベント参加、遠征、他大学等との合同練習や試合、各種大会における審判やスタッフのボランティア参加、委嘱済の指導者以外の県内指導者招聘

3. 県内での競技大会参加等に対する審査等

これまでと同様に【大会参加用】団体活動再開時の活動計画書により、大学で感染防止対策等を確認して承認します。記の1の個人出場についても同様とします。

4. 新歓活動

8月末で新歓活動期間は終了しました。

5. 課外活動施設（部室を含む。）の利用

利用時間を19時30分から21時に戻します。

通常どおり利用可能であり、現在と同様の利用方法（予約方法）となります。よって、【通常活動用】団体活動再開時の活動計画書に記載した部室内での感染対策（2mの距離を確保できる人数制限等）を遵守継続願います。

6. 通常練習

原則は以下の活動とします。その際、【通常活動用】団体活動再開時の活動計画書に記載した内容を遵守継続願います。

学内施設に練習場所がない等の理由により、通常練習が学外施設の場合は、【通常活動用】団体活動再開時の活動計画書に記載した内容を含め、利用施設のルールやマナーを遵守し、移動中も含め、感染防止対策やケガの防止を徹底願います。

- (1) オンライン上での活動
- (2) 屋外又は十分な感染防止対策が講じられた屋内施設での個人練習
- (3) 少人数（5人程度）のグループ練習

7. その他

夏季又は秋季に開催される大会を最後に引退する部員が含まれ、感染症を理由とする大会中止や大会出場見送りに対する様々な意見等が大学へ寄せられています。大学は、部員の無念を理解し、これまでの努力や成果の機会を奪う意図はありませんが、以下を目的とした内容を決定しておりますので、ご了承願います。

- (1) 課外活動による感染者発生、クラスター化を防止し、部員の安全安心を確保し、医療機関への影響を最小限とする。
- (2) 大会参加後に部員が授業出席や研究室への在室等により、キャンパスに感染症を持ち込ませない。学生全員が正課である授業受講等の教育活動や研究活動に専念する。

(担 当)

学生支援課活動支援係

連絡先 022-795-3983

メールアドレス sta-kagai@grp.tohoku.ac.jp